

2026 年度版

あんしん総合保険制度

Q&A 集

【団体契約者】

公益財団法人 日本訪問看護財団

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

目次

1.	制度全般について
	Q1. 加入条件について教えてください。
	Q2. 本保険制度に関する資料が欲しいのですが、どうしたらよいですか。
2.	補償内容について
	■種目共通
	Q3. 保険金を受け取ると次年度の保険料は高くなりますか。
	Q4. 最低保険料とは何ですか。
	Q5. 賠償事故時の保険金支払基準である保険期間中に「事故が発生した(場合)」「事故が発見された(場合)」「損害賠償請求がなされた(場合)」の違いは何ですか。
	Q6. 賠償事故の場合、示談交渉サービスは付いていますか。
	Q7. 売上高を基準とする保険(居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険、サイバーセキュリティ保険)に加入する場合、新規事業(前年度売上高が無い場合)の際の売上高はどのように算出したらよいですか。
	■ステーション賠償責任保険
	Q8. ステーション賠償責任保険とはどういった保険ですか。
	Q9. どのような保険金が支払われますか。
	Q10. 免責金額などはありますか。
	Q11. 初期対応費用とはどのような補償ですか。
	Q12. 「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」の違いは何ですか。
	Q13. 「ワイドプラン」に加入していますが、弁護士は自分で選べますか。
	Q14. 「自転車事故あんしんサポート plus」とはどのような補償ですか。
	Q15. 弁護士費用補償付きの「ワイドプラン」に加入した場合、「自転車事故あんしんサポート plus」は必要ですか。
	Q16. 新設事業所の追加登録はどのようにしたらよいですか。
	Q17. 訪問先へ向かう途中、自転車で事故を起こしてしまった場合は補償対象となりますか。
	■居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険
	Q18. 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険とはどういった保険ですか。
	Q19. どのような保険金が支払われますか。
	Q20. 免責金額などはありますか。
	Q21. 横出しサービスとはどのようなものですか。また補償対象となりますか。
	Q22. 「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」の違いは何ですか。
	Q23. 「ワイドプラン」に加入していますが、弁護士は自分で選べますか。
	Q24. 「自転車事故あんしんサポート plus」とはどのような補償ですか。
	Q25. 弁護士費用補償付きの「ワイドプラン」に加入した場合、「自転車事故あんしんサポート plus」は必要ですか。
	■什(じゅう)器・備品損害補償
	Q26. 什(じゅう)器・備品損害補償とはどういった保険ですか。
	Q27. どのような保険金が支払われますか。

	Q28. 免責金額などはありますか。
	■業務従事者傷害保険
	Q29. 業務従事者傷害保険とはどういった保険ですか。
	Q30. どのような保険金が支払われますか。
	Q31. 傷害死亡保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。
	Q32. 傷害後遺障害保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。
	Q33. 傷害入通院保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。
	Q34. 傷害入通院保険金について、免責日数はありますか。
	Q35. 傷害手術保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。
	Q36. 他の保険契約(社会保険、共済契約などを含む)との関係はどうなりますか。
	Q37. 対象者ごとに異なる口数を設定できますか。
	Q38. 1日の最高稼働人数とは何ですか。
	Q39. 最高稼働人数が変わった場合、手続きは必要ですか。
	Q40. 整骨院、接骨院へ行った場合も補償対象となりますか。
	■業務従事者感染症見舞金補償
	Q41. 業務従事者感染症見舞金補償とはどういった保険ですか。
	Q42. どのような保険金が支払われますか。
	Q43. 補償対象となる感染症は何ですか。
	Q44. 感染症検査の費用は補償対象となりますか。
	Q45. 業務従事者数とは何ですか。
	Q46. 業務従事者数が変わった場合、手続きは必要ですか。
	■サイバーセキュリティ保険
	Q47. サイバーセキュリティ保険とはどういった保険ですか。
	Q48. どのような保険金が支払われますか。
	Q49. 顧客情報が入ったカバンを紛失し、顧客情報が漏えいしたかどうか不明な場合も補償対象となりますか。
	Q50. 補償プランの違いは何ですか。
3.	各種手続きについて
	Q51. 更新手続きはどのようにしたらよいですか。
	Q52. 加入(変更)方法について教えてください。
	Q53. 補償開始日について、1日付でしか加入できませんか。
	Q54. 解約したいのですが、手続き方法を教えてください。
	Q55. 各種保険商品は単独加入できますか。
4.	各種サービスについて
	Q56. 経営セカンドオピニオンとは何ですか。
	Q57. 経営セカンドオピニオンの利用方法を教えてください。
5.	事故発生時について
	Q58. 事故が発生した際の手続きを教えてください。

	Q59. 相手方と当方で示談しましたが、保険金が支払われない場合がありますか。
6.	その他
	Q60. 訪問看護ステーションを開設申請書類に加入者証が必要ですが、すぐに発行してもらえますか。

1.制度全般について

Q1. 加入条件について教えてください。

公益財団法人日本訪問看護財団の団体会員(専門職能団体・法人・特別団体)であることが条件となります。入会手続きにつきましては、日本訪問看護財団ホームページの「入会のご案内」をご確認ください。

Q2. 本保険制度に関する資料が欲しいのですが、どうしたらよいですか。

当財団ホームページより資料をダウンロードできますのでご活用ください。

2.補償内容について

■種目共通

Q3. 保険金を受け取ると次年度の保険料は高くなりますか。

保険金を受け取られた場合に翌年の保険料が高くなることはありません。

※保険料率改定の場合を除きます。また、業務従事者傷害保険については損害率による割引を適用しているため、過去の損害率により制度全体の保険料が変更となる場合があります。

Q4. 最低保険料とは何ですか。

保険商品ごとに定められている保険料で、商品設計上、この金額未満でのご加入はできません。

Q5. 賠償事故時の保険金支払基準である保険期間中に「事故が発生した(場合)」「事故が発見された(場合)」「損害賠償請求がなされた(場合)」の違いは何ですか。

「事故が発生した」とは文字どおり、原因となる事故が起こった時です。それに対して「事故が発見された」とは発生を認識した時、「損害賠償請求がなされた」とは実際の賠償請求を受けた時をいいます。ご加入の保険種類(ステーション賠償責任保険、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険、サイバーセキュリティ保険)により、基準が異なりますのでご注意ください。



Q6. 賠償事故の場合、示談交渉サービスは付いていますか。

本保険制度では示談交渉サービスはセットされておりません。

※「自転車事故あんしんサポートplus」にご加入の場合は、あいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって示談交渉を行います。

(注)出退勤時の自転車事故は対象外となります。

Q7. 売上高を基準とする保険(居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険、サイバーセキュリティ保険)に加入する場合、新規事業(前年度売上高が無い場合)の際の売上高はどのように算出したらよいですか。

事業計画書等で計画された1年間の売上高(見込み)を基準に算出してください。

■ステーション賠償責任保険

Q8. ステーション賠償責任保険とはどういった保険ですか。

訪問看護事業者専用の賠償責任保険です。業務遂行中の対人事故については保険期間中に発見された場合、その他の事故(業務遂行中の対物事故、人格権侵害、初期対応費用等)については保険期間中に発生した場合に保険金をお支払いします。基本契約である「ベーシックプラン」と弁護士費用補償が付いた「ワイドプラン」、またそれに自転車事故時に相手方との示談交渉をあいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって行う「自転車事故あんしんサポート plus」があります。

Q9. どのような保険金が支払われますか。

対人賠償、対物賠償、人格権侵害、初期対応費用(見舞金、見舞品等を含む)などが支払われます。

Q10. 免責金額などはありますか。

免責金額はありません。

Q11. 初期対応費用とはどのような補償ですか。

事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査費用、身体傷害を被った被害者へ見舞費用(見舞金の代金、見舞品購入費用等)を支出した場合の補償です。

Q12. 「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」の違いは何ですか。

基本補償の「ベーシックプラン」に「弁護士費用補償特約」がセットされているのが「ワイドプラン」です。「弁護士費用補償特約」とは、第三者から過度なクレームを受けた場合に、そのクレームに対応するために要した弁護士費用を補償するものです。※事故の際の示談交渉を代行するものではありません。

Q13. 「ワイドプラン」に加入していますが、弁護士は自分で選べますか。

ご自身で弁護士を選択することは可能です。ただし、事前にあいおいニッセイ同和損保の承認が必要となります。

Q14. 「自転車事故あんしんサポート plus」とはどのような補償ですか。

従業員が訪問先への往復途上(業務中)に、自転車で相手方との事故が発生した場合、相手方との示談交渉を、日弁連を通じてあいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって行うサービスです。

Q15. 弁護士費用補償付きの「ワイドプラン」に加入した場合、「自転車事故あんしんサポートplus」は必要ですか。

「弁護士費用補償」は第三者からのクレーム行為を受けた際に弁護士への相談・対応を依頼した場合の費用を補償するもので、「自転車事故あんしんサポートplus」は自転車事故時に相手方との示談交渉をあいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって行うサービスです。2つの補償を組み合わせることで、より一層安心して業務に専念できます。

Q16. 新設事業所の追加登録はどのようにしたらよいですか。

当財団ホームページの「会員専用サイト」からログインし、あんしん総合保険制度サイトへ進み、「変更」画面よりお手続きください。ステーション追加の場合には、追加保険料も発生します。
なお、サテライト事業所は主たる事業所へ含まれますので、主たる事業所がステーション賠償責任保険へ加入している場合は、追加保険料の支払いは必要ありません。(事業所の追加登録は必要です。)
※事業所番号が同じ場合はサテライトとなります。

Q17. 訪問先へ向かう途中、自転車で事故を起こしてしまった場合は補償対象となりますか。

補償対象となります。対象となる車種は主に人力による自転車(電動アシスト機能付きを含む)で、原動機付自転車、二輪車、自動車等は対象となりません。(自動車保険での補償対象となります)なお、通勤途上の場合は業務中とはみなせないため、補償対象となりません。

■居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

Q18. 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険とはどういった保険ですか。

居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者専用の賠償責任保険です。事業に伴って利用者にケガをさせたり、物を壊したりした場合に、保険期間中に相手方から損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いするものです。基本補償である「ベーシックプラン」と弁護士費用補償が付いた「ワイドプラン」、またそれぞれに自転車事故時に相手方との示談交渉をあいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって行う「自転車事故あんしんサポート plus」があります。

Q19. どのような保険金が支払われますか。

対人賠償、対物賠償、人格権侵害、経済的損害(居宅介護支援事業のみ)管理財物、事故対応費用などが支払われます。

Q20. 免責金額などはありますか。

経済的損害(居宅介護支援事業のみ)の場合には、免責金額 5,000 円を差し引いた額をお支払いします。

Q21. 横出しサービスとはどのようなものですか。また補償対象となりますか。

「横出しサービス」とは、介護給付および予防給付の法定給付以外に市町村が独自に条例で定めて行う市町村特別給付および保健福祉事業のことです。例えば、移送や配食サービス、紙オムツの支給などがあり、福祉・介護サービス業務として密接に関連している業務です。横出しサービス、上乗せサービスとも補償対象となります。

Q22. 「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」の違いは何ですか。

基本補償の「ベーシックプラン」に「弁護士費用補償特約」がセットされているのが「ワイドプラン」です。「弁護士費用補償特約」とは、第三者から過度なクレームを受けた場合に、そのクレームへ対応するために要した弁護士費用を補償するものです。※事故の際の示談交渉を代行するものではありません。

Q23. 「ワイドプラン」に加入していますが、弁護士は自分で選べますか。

ご自身で弁護士を選択することは可能です。ただし、事前にあいおいニッセイ同和損保の承認が必要となります。

Q24. 「自転車事故あんしんサポート plus」とはどのような補償ですか。

従業員が訪問先への往復途上(業務中)に、自転車で相手方との事故が発生した場合、相手方との示談交渉を、日弁連を通じてあいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって行うサービスです。

Q25. 弁護士費用補償付きの「ワイドプラン」に加入した場合、「自転車事故あんしんサポート plus」は必要ですか。

「弁護士費用補償」は第三者からのクレーム行為を受けた際に弁護士への相談・対応を依頼した場合の費用を補償するもので、「自転車事故あんしんサポートplus」は自転車事故時に相手方との示談交渉をあいおいニッセイ同和損保が紹介する弁護士が代わって行うサービスです。2つの補償を組み合わせることで、より一層安心して業務に専念できます。

■什(じゅう)器・備品損害補償

Q26. 什(じゅう)器・備品損害補償とはどういった保険ですか。

所有または使用している建物内に収容されている什(じゅう)器・備品(建物内から一時的に持ち出されているものを含む)が、火災、落雷、破裂、爆発や、その他の不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償するものです。

Q27. どのような保険金が支払われますか。

保険金額を限度に新価(再調達価額)を基準とした損害の額を補償します。なお、業務用通貨や業務用預貯金証書等については、盗難の場合のみ補償となります。

Q28. 免責金額などはありますか。

不測かつ突発的な事故(破損、汚損等)の場合には、免責金額1万円を差し引いた額をお支払いします。なお、風災、雹災、雪災による事故の場合には、損害額が20万円以上となった場合が支払対象となります。

■業務従事者傷害保険

Q29. 業務従事者傷害保険とはどういった保険ですか。

従業員が業務中(通勤途上を含む)に偶然な事故、または地震・噴火・津波等の天災によりケガおよび熱中症と診断された場合にさまざまな保険金をお支払いするものです。

Q30. どのような場合に保険金が支払われますか。

業務中(通勤途上を含む)に偶然な事故によってケガをした場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金が支払われます。また、地震・噴火・津波等の天災によるケガおよび熱中症によるものも対象となります。

Q31. 傷害死亡保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。

対象となる事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金が支払われます。
※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

Q32. 傷害後遺障害保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。

対象となる事故の発生日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害(第1級～第14級)が発生した場合に死亡保険金に所定の割合(4～100%)を乗じた金額が保険金として支払われます。

Q33. 傷害入通院保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。

対象となる事故の発生日からその日を含めて180日以内の入通院に対し、入院時180日、通院時90日を限度として保険金が支払われます。なお、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等(※)による受診勧奨は含みません。
※法令に定める医師および歯科医師または保険会社が定めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師などである場合は、その本人を除きます。

Q34. 傷害入通院保険金について、免責日数はありますか。

ありません。入通院1日目より保険金のお支払いの対象となります。

Q35. 傷害手術保険金について、どのような場合に保険金が支払われますか。

対象となる事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合に保険金が支払われます。治療を目的として、所定の手術(公的医療保険制度に基づき、手術料の算定対象として記載されている手術または先進医療に該当する手術)を受けられた場合に、所定の割合に応じた保険金が支払われます。

Q36. 他の保険契約(社会保険、共済契約などを含む)との関係はどうなりますか。

労災保険適用の可否、また他の保険契約のお支払いに関係なく、保険金が支払われます。

Q37. 対象者ごとに異なる口数を設定できますか。

客観的に分類できる指標(職業、職種、役職など)により、口数を分けることは可能です。なお、厚生労働省の第 613 回中央社会保険医療協議会資料によると、入院費用の差額ベッド代の自己負担額は 1 日あたり平均 6,862 円のため、万が一の入院でも安心できる 2 口以上のプランがおすすめです。

Q38. 1日の最高稼働人数とは何ですか。

1年間を通じて出勤者がもっとも多い日の人数のことです。

Q39. 最高稼働人数が変わった場合、手続きは必要ですか。

1日の最高稼働人数が変更になった場合は人数の変更手続きが必要となります。

Q40. 整骨院、接骨院へ行った場合も補償対象となりますか。

法令に定める医師または保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による治療を受けた場合、補償対象となります。

■業務従事者感染症見舞金補償

Q41. 業務従事者感染症見舞金とはどういった保険ですか。

業務従事者(従業員等の被補償者)が、業務の遂行に起因して対象となる感染症に罹患した場合、感染症補償規定に基づいて事業者が業務従事者に対して支払った見舞金を保険金としてお支払いします。

Q42. どのような保険金が支払われますか。

事業者が「感染症補償規定」に基づいて従業員に見舞金を支払った場合、一時金として支払われます。感染症の種類、症状(死亡、入通院日数)により、お支払いする保険金が決まっています。

Q43. 補償対象となる感染症は何ですか。

「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に規定する一類感染症～五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症が対象となります。※発病時に有効な規定に基づきます。

Q44. 感染症検査の費用は補償対象となりますか。

補償対象となりません。死亡もしくは入通院した場合に感染症補償規定に基づいた一時金を保険金としてお支払いするものです。

Q45. 業務従事者数とは何ですか。

事業所に所属する全従業員(非常勤含む)の総人数を言います。

Q46. 業務従事者数が変わった場合、手続きは必要ですか。

事業所に所属する全従業員数が変更になった場合は、人数の変更手続きが必要となります。

■サイバーセキュリティ保険

Q47. サイバーセキュリティ保険とはどういった保険ですか。

偶然の事由により他人の情報を漏えいし、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に発生する賠償金や事故解決のために自ら支出した費用をお支払いするものです。不正アクセスやウイルス感染、従業員や業務委託先が他人の情報漏えいを起こして法的責任を負う場合も対象となります。

Q48. どのような保険金が支払われますか。

賠償損害に対するものとして、「法律上の損害賠償金、争訟費用、協力費用、権利保全行使費用、訴訟対応費用等」、費用損害に対するものとして、「事故対応費用、事故原因・被害範囲の調査費用、広告宣伝活動費用、法律相談費用、コンサルティング費用、見舞金・見舞品購入費用等」が支払い対象となります。

Q49. 顧客情報が入ったカバンを紛失し、顧客情報が漏えいしたかどうか不明な場合でも補償対象となりますか。

実際に漏えいの事実(実損)が確認されなくても、他人の情報漏えいのおそれの場合も補償対象となります。

Q50. 補償プランの違いは何ですか。

サイバー攻撃を受けた際の支払限度額が違いとなります。年々、被害にあう事業所が多くなり、賠償額・復旧費用ともに増大していますので、高額補償プランがおすすめです。

3.各種手続きについて

Q51. 更新手続きはどのようにしたらよいですか。

毎年2月中旬を目途に、新年度募集サイト(新年度の日本訪問看護財団会員納入済の会員)を公開します。同時にパンフレット等を送付しますので、内容をご確認のうえお手続きください。

Q52. 加入(変更)方法について教えてください。

当財団ホームページの「会員専用サイト」からログインし、あんしん総合保険制度サイトへ進み、「新規加入」、「継続加入」(ログイン時に加入者番号入力要)、「中途加入」のそれぞれの画面よりお手続きください。

保険料を希望する補償開始日の前月20日までに指定口座へお支払いのうえ、契約書類(加入申込票・加入明細書:各3部)を当財団へご送付ください。

加入者証については、補償開始日より2か月後を目途に発送されます。

※なお、継続手続き忘れの場合は、中途加入扱いとなります。

《申込受付期間》

補償開始日(保険期間)	申込受付期間	補償開始日(保険期間)	申込受付期間
5/1 (12か月)	~4/20	11/1 (6か月)	~10/20
6/1 (11か月)	~5/20	12/1 (5か月)	~11/20
7/1 (10か月)	~6/20	1/1 (4か月)	~12/20
8/1 (9か月)	~7/20	2/1 (3か月)	~1/20
9/1 (8か月)	~8/20	3/1 (2か月)	~2/20
10/1 (7か月)	~9/20	4/1 (1か月)	~3/20

※各保険期間の終了日は翌5月1日午後4時となります。

Q53. 補償開始日について、1日付でしか加入できませんか。

本保険制度につきましては補償開始日が毎月1日付となりますので、その他任意の日付(1日以外)でのご加入はできません。

Q54. 解約したいのですが、手続き方法を教えてください。

当財団ホームページの「会員専用サイト」からログインし、あんしん総合保険制度サイトへ進み、「変更」画面より、解約日を選択後、「保険の全部解約を行う」をクリックしお手続きください。契約書類(加入申込票・加入明細書:各3部)と返戻口座通知書をあわせて送付ください。

Q55. 各保険商品は単独加入できますか。

保険商品により扱いが異なります。詳細は下記のとおりです。

【単独加入できる商品】

- ステーション賠償責任保険
 - 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険
 - 業務従事者傷害保険
 - サイバーセキュリティ保険
- 【単独加入できない商品】
- 什(じゅう)器・備品損害補償(※ステーション賠償責任保険もしくは居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険とのセット加入となります。)
 - 業務従事者感染見舞金補償(※業務従事者傷害保険とのセット加入となります。)

4.各種サービスについて

Q56. 経営セカンドオピニオンとは何ですか。

加入条件を満たす加入者に対し、法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に、専門家(弁護士、税理士、社会保険労務士など)のアドバイスを受けられるサービスです。訪問看護事業、介護サービス事業等に限らず、経営全般に関する相談が可能です。

Q57. 経営セカンドオピニオンの利用方法を教えてください。

- <ご利用対象の保険商品>
- ステーション賠償責任保険「ワイドプラン」
 - 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険「ベーシックプラン」「ワイドプラン」
 - 什(じゅう)器・備品損害補償

加入者証に同封の「サービスガイド」に記載のサービス専用ダイヤル(平日 13:00~17:00)へご連絡いただき、サービスご利用番号(4桁)をお伝えのうえ、まず予約をお取り付けください。

予約の日時に指定の連絡先へご連絡いただき、ご相談ごとのアドバイスを受ける流れとなります。

※本サービスのご利用は、保険期間中 5回までとなります。

5.事故発生時について

Q58. 事故が発生した際の手続きを教えてください。

当財団ホームページのあんしん総合保険制度サイトへ進み、「事故発生時のお手続きはこちら」より、「事故状況報告書」をダウンロードのうえ、FAXしてください。

記入例をご参照いただき、必要事項をご記入ください。

なお、傷害に関わる事故につきましては、発生日より 30 日以内にご連絡ください。

FAX送信から 2 営業日以内にあいおいニッセイ同和損保より「事故ご担当者さま」宛にご連絡があります。

【事故の際の保険会社窓口】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業損害サービス部 東京企業火災新種第三サービスセンター

TEL:03-5202-6752 FAX:03-5202-6753 【受付時間】平日 9:00~17:00

Q59. 相手方と当方で示談しましたが、保険金が支払われない場合がありますか。

保険会社の承認を得ずに行った示談内容については、保険金が支払われない場合があります。相手方との示談交渉を行う際には、事前にあいおいニッセイ同和損害保険と相談のうえ進めてください。

6.その他

Q60. 訪問看護ステーションの開設申請書類に加入者証が必要ですが、すぐに発行してもらえますか。

加入者証(承認証)は保険開始日より約 2 か月後に指定送付先へあいおいニッセイ同和損害保険より発送するため、事業所開設申請時に「損害保険加入を証明する書類」が必要な場合は、下記書類を代用としてご利用ください。

- ・契約書類(加入申込票および加入明細書)※お客様さま控
- ・保険料振込明細書